

第4章

避難者・被災者への支援

第4章 避難者・被災者への支援

4.1 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

避難所は、既に述べたように、市内全域に対する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した7月5日14時15分と同時に、まず4箇所（ピーポート甘木、フレアス甘木、朝倉地域生涯学習センター、らくゆう館）に開設しました。その後、16時20分に、避難指示を発令した松末地区に、松末小学校を避難所として開設しました。市内全域避難指示を発令した19時10分には、三奈木コミュニティセンターほか8箇所に避難所を開設しました。

これら開設避難所名、開設日時、閉設日時は、表-4.1.1のとおりです。また、指定避難所外避難施設の開設状況は、以下のとおりでした。

朝倉市の職員は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所管理班（長）の指示で、災害対策本部事務局（防災交通課）にて、ラジオ付き懐中電灯・救急箱・避難者受付票・避難情報整理票を受け取って、各避難所へと向かいました。

表-4.1.1 避難所の開設状況

開設避難所名	開設日時	閉設日時
ピーポート甘木	2017/7/5 14:15	2017/10/29 14:00
フレアス甘木	2017/7/5 14:15 2017/9/16 17:00	2017/8/7 12:00 2017/9/17 18:15
朝倉地域生涯学習センター	2017/7/5 14:15	2017/10/2 10:00
らくゆう館	2017/7/5 14:15	2017/11/25 19:30
松末小学校	2017/7/5 16:20	2017/7/8 13:00
三奈木コミュニティセンター	2017/7/5 19:10 2017/9/11 17:00	2017/7/9 12:00 2017/9/12 7:15
金川コミュニティセンター	2017/7/5 19:10	2017/7/6 18:00
秋月中学校武道場	2017/7/5 19:10 2017/8/6 12:00 2017/9/16 17:00	2017/7/8 13:00 2017/8/7 12:00 2017/9/17 18:15
キリンビール体育館	2017/7/5 19:10	2017/7/6 18:00
南陵中学校	2017/7/5 19:10 2017/8/6 12:00 2017/9/16 17:00	2017/7/8 13:00 2017/8/7 12:00 2017/9/17 18:15
杷木小学校	2017/7/5 19:10 2017/8/6 12:00	2017/7/13 12:30 2017/8/7 12:00
志波小学校	2017/7/5 19:10	2017/7/8 20:50
杷木中学校	2017/7/5 19:10	2017/9/17 17:00

朝倉体育センター	2017/7/6	10:00	2017/7/13	14:00
	2017/8/6	12:00	2017/8/7	12:00
大福小学校	2017/7/6	10:00	2017/7/8	13:00
久喜宮小学校	2017/7/7	19:00	2017/7/18	15:00
サンライズ杷木	2017/7/8	13:00	2017/9/13	8:30
	2017/9/16	17:00	2017/9/17	18:15
十文字中学校	2017/8/6	12:00	2017/8/7	12:00
	2017/9/16	17:00	2017/9/17	18:15

表-4.1.2 指定避難所外の避難施設開設状況

開設避難所名	開設日時	閉鎖日時
杷木古賀：朝倉光陽高校	2017/7/5	2017/7/10
杷木志波：平榎公民館	2017/7/5	2017/7/6
杷木寒水：秋吉整骨院	2017/7/5	2017/7/7
山田：山田公民館	2017/7/5	2017/7/9
杷木久喜宮：久喜宮小学校	2017/7/5	2017/7/18
比良松：比良松舒翠館	2017/7/5	2017/8/2
宮野：宮野幼稚園	2017/7/5	2017/7/7
杷木志波：松葉公民館	2017/7/5	2017/7/9
佐田：たかき清流館	2017/7/5	2017/7/7
佐田：佐田分館	2017/7/5	2017/7/7

(2) 各避難所の避難者数のピーク

避難者数の推移を図-4.1.1に示します。早期に閉鎖できた避難所もあり、開設避難所の最大数は23箇所、避難者の最大数は7月10日の1,226人でした。



図-4.1.1 避難者数の推移

避難者数は、その後減少し、11月26日には全避難所を閉鎖しました。各避難所のピーク時の避難者数は、以下のとおりでした。

表-4.1.3 各指定避難所の避難者の最大数とその日時

開設避難所名	ピーク時の避難者数と日時
ピーポート甘木	245人(7月5日)
フレアス甘木	22人(7月7日)
朝倉地域生涯学習センター	291人(7月6日)
らくゆう館	231人(7月5日)
松末小学校	54人(7月6日)
三奈木コミュニティセンター	46人(7月10日)
金川コミュニティセンター	17人(7月5日)
秋月中学校武道場	3人(7月5日)
麒麟ビール体育館	7人(7月5日)
南陵中学校	19人(7月5日)
杷木小学校	5人(7月8日)
志波小学校	107人(7月7日)
杷木中学校	197人(7月9日)
朝倉体育センター	7人(7月7・10日)
大福小学校	1人(7月10日)
久喜宮小学校	184人(7月10日)
サンライズ杷木	210人(7月11日)

(3) 避難所の運営、避難者への支援

避難者への支援活動等については、「特定非営利活動法人 難民を助ける会 (AAR Japan)」のネット上での報告内容¹⁾ 他、様々な公開情報も参考にして記載します。

1) 避難所の運営体制

各避難所の運営は、市職員（避難所配備要員）及び他自治体からの応援職員が中心となって行いましたが、職員数は限られていましたので、NPO等多くの外部支援者の協力により行うことができました。

運営に当たっては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)²⁾ を中心に毎日開催されていたNPO・NGOの情報共有会議において、避難者への支援内容や支援場所間での隔たりが出ないように情報共有と調整を行いました。

2) 避難所での受入と報告及び適切な空間利用

避難者の受入にあたっては、まず「避難者受付票」に、世帯毎に記入してもらいました。この受付票は個人情報であるため適正に管理し、避難状況は、「避難状況整理表」を利用して、原則、3時間毎に「避難所管理班」へ報告しました。

避難所内においては、適切な空間利用ができるように努めるとともに、特に配慮を要する高齢者・障がい者等の避難者については、必要に応じた対応に努めました。



写真-4.1.1 避難所と受付(7月6日夜)³⁾



写真-4.1.2 避難所の状況
(久喜宮地域コミュニティ協議会提供)

3) 食料品（食事）の手配

「避難所管理班」は「救護班」と連携し、携帯食料品の搬入や民間企業等の支援を受けて食料品を配布しました。

食事・食料品の確保については、発災当初から7月末まで、「救護班」が対応しました。突然の甚大な災害で、避難所開設場所が自主避難所も含め次々と増え、各避難所の避難者数が増え続ける中、過去に長期間の避難所対応の経験もないため、大量の食事の確保に大変苦慮しました。

自衛隊に炊き出しを依頼したり、地元の弁当業者だけでは数の確保が難しく、幾つもの会社をお願いしたりと苦慮しましたが、後に市外の大手の弁当業者に依頼することが可能となり、安定した食事の提供を行うことができました。

その後、多くの避難所で地元ボランティアや外部ボランティアによる炊き出しも開始され、後に述べるように栄養管理支援も行われるようになりました。最初はボランティアによる炊き出しとの調整がつかず、食事が余るなど苦慮しましたが、関係課との連絡を密に取り調整を行いました。

発災当初は、本庁から各避難所へ向かう道路も被災し不通となっている箇所があり、食事の到着に数時間掛かった避難所もありました。

夏の暑い時期であり、食中毒にも充分配慮しながら食事の確保に努めました。当初は食事の配達に市の公用車で対応していましたが、2tトラックの保冷車を2台レンタルし、対応に当りました。避難所においては、食中毒の発生は全くありませんでした。

以下に、炊き出しの様子を紹介します。



写真-4.1.3 炊き出し事例(日本赤十字)⁴⁾



写真-4.1.4 炊き出し事例⁵⁾

4) 支援物資の受入・配布等

避難所へは、様々な物資が外部より届きましたが、前記の AAR Japan が支援した物資を一例として上げれば、以下のようなようです（表-4.1.4 参照）。

表-4.1.4 避難所への配布物資の一例¹⁾

配付場所	ピーポート甘木、朝倉地域生涯学習センター、杷木中学校、サンライズ杷木、朝倉市介護サービス課、甘木体育センター
配付物資	水、スポーツ飲料、マスク、高齢者用おむつ、子ども用おむつ、尿取りパッド、清拭シート（子ども用おしりふき、介護用体拭き）、あせもシート、タオル、ウエットティッシュ、アルコール手指消毒剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ドライシャンプー、消臭スプレー、ハンドクリーム、体温計、湿温度計、男女下着、高齢女性用下着、高齢女性用の衣類など

支援物資の受け入れ・配分は、主に、「救護第1班」、「救護第2班」および「救護第3班」が対応しましたが、多数の避難者が多数の避難所に居られたことから、市が保有する貨物車では対応できませんでした。途中から保冷車や普通貨物車をレンタルすることで対応しました。また、8月上旬より倉庫・配送業務を業者に委託しました。

発災当初から、全国から支援物資の申出や問い合わせが殺到し、24時間体制で電話対応、物資の受入に忙殺されました。個人及び民間企業等からの支援物資についての問い合わせや対応（具体的には電話やメール等による支援物資提供の申し出への対応、受け入れの対応等）を行いました。また、各避難所からの物資要望の確認を行い、支援物資の配布および必要な物資の購入や配布を行いました。

物資保管場所：甘木体育センター、立石小学校体育館

配付場所は記載されている場所以外に各避難所です。NPO 団体と連携して、避難所で不足している寝具類等を確認し、各避難所に配布・提供を受けました。

各避難所からの必要とする物資も、当初避難に必要な物資から、長期間の避難となり、生活用品を主とする物資に変わりました。

5) 福祉避難スペースの設置と避難所内での情報交換

一般避難所と併設している福祉避難所に対して、民間事業所からの支援を受けて車椅子、ポータブルトイレ、介護用ベッド、手すり、段ボールベッド、段ボール椅子等の設置を行いました。また、指定避難所であるサンライズ杷木に、予防的な観点での福祉避難スペースを AAR Japan、JVOD、特定非営利活動法人レスキューストックヤード、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン等と協力し開設しました。その後の状況に合わせて福祉避難スペースを含めた避難所運営のサポートも行いました。

また、サンライズ杷木を例にとると、行政側と NPO 等及び避難者と下記の項目に関する情報共有が定期的に行える避難所情報共有会議を定期的で開催するようにしました。

- 基幹業務：避難所の運営サイクルの確立、情報の取得・管理・共有
 - 食料・物資管理：不足分の把握や調達
 - 健康管理：衛生的な環境の維持、避難者の健康管理、寝床の改善
 - ニーズへの対応：要配慮者、女性・子どもへの対応
- (※内閣府防災担当 避難所運営ガイドラインに沿って作成)



写真-4.1.5 福祉スペースの例¹⁾



写真-4.1.6 情報共有会議¹⁾

6) 障がい者への支援や子ども達への配慮及び園児・児童の安全確保

障がい者の支援や子ども達への配慮は、主に「救護第2班」が対応しました。

NPO「AAR Japan」は、久留米市の地域活動支援センターとともに障がい者の方々の被災状況を調査し、朝倉市の福祉事務所に提言等も行いました。

また、子ども達は、災害によるさまざまな負の影響を最も受けやすい存在と言えます。災害で受けたショックだけでなく、災害後、これまでとまったく違う不自由な避難生活が、子ども達の心身にさまざまな問題を引き起こします。

AARは子ども達の避難生活を少しでも良いものとするべく、避難所のある杷木地区周辺で盛んな木工を取り入れた「木育」をボランティアで行っている企業などの協力を得ながら、子どものストレス発散などを目的とした支援を行いました。

NPO「プラン・インターナショナル」⁶⁾は、物資支援の他に、避難所に「子どもひろば」を設置しました。そこに、ブロック玩具、パズル、絵本、クレヨンとノートなどを準備すると、早速子ども達がやってきて遊び始めました。図書館は、子ども用の図書を準備しました。



写真-4.1.7 「子どもひろば」の様子1⁶⁾



写真-4.1.8 「子どもひろば」の様子2⁶⁾

「市立保育園等の園児の安全確保に関すること」と「市立学童保育所等の児童の安全確保に関すること」についても、「救護第2班」が対応しました。初動対応に該当する事項と思われますが、各施設へ注意喚起や保護者への早めのお迎えを依頼するよう指示等を行いました。各施設の職員は、児童の引き渡しが終わるまで、責任をもって対応しました。結果として、帰宅困難になった職員・児童はいましたが、全員無事でありました。保育所では、地域から情報提供等の支援を頂いたとのことでした。

7) 避難所に DV 啓発ポスター掲示

「避難所・避難先では女性や子どもの性被害・性暴力、DVなどが発生するリスクが高まります」という啓発ポスターを被災1週間後に掲示しました（写真-4.1.9 参照）。熊本県男女共同参画センター「はあもにい」からデータを入手、それに朝倉市の相談機関の連絡先を記載し、授乳室や更衣室、女性専用部屋、保健室などに掲示しました。

次に、福岡県男女共同参画センターあすばるのアドバイスにより、各避難所の男性用・女性用トイレ1～3か所に、意見箱を設置しました（写真-4.1.10 参照）。寄せられた意見は当初は週2回回収し、検討していきました。女性の意見がより多く入っていましたが、男性からの「トイレで着替えているので、男性更衣室が欲しい」という意見にも対応しました。

また、認定NPO法人日本ハビタット協会から提供いただいた防犯ブザー400個と化粧品類を各避難所等に配布しました。



写真-4.1.9 DV 啓発ポスター(一部)



写真-4.1.10 避難所に設置した意見箱

8) その他避難所での工夫

避難所においては、避難している人が更衣スペースを設置する等、生活環境の改善の取り組んでいる事例もありました。また、授乳のためのスペースを設けた支援団体もありました。



写真-4.1.11 更衣スペース設置の例⁷⁾



写真-4.1.12 授乳スペース設置の例³⁾

【コラム】



AAR Japan [難民を助ける会] とは？

AARJapan は、国際的な活動団体とのことで、そのホームページより、組織の紹介と活動の一つである「緊急支援」について引用します。

AARJapan について

AAR Japan [難民を助ける会] は 1979 年に、インドシナ難民を支援するために、政治・思想・宗教に偏らない市民団体として、前会長の相馬雪香が設立を呼びかけました。1979 年以來の活動実績を持ち、国連に公認・登録された国際 NGO です。

緊急支援について

災害や紛争が起こった際に、難民や帰還民、被災者に対し、防災や減災、レジリエンス（立ち直る力）の視点をもって、緊急支援を行います。



全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)とは？

JVOAD のホームページには、以下の目指す社会とミッションが記載されています。

JVOAD が目指す社会

災害時においても、すべての市民が多様性を認めあって支えあい、尊厳のある生活が守られる社会を目指します。

JVOAD の活動指針

- ・ 支援者の力を最大限に活かすため、多様な担い手とともに全国ネットワークを築きます。
- ・ 災害時には、支援の「もれ・むら」をなくすため、被災した地域をサポートし、災害時の連 携・コーディネーションを行います。
- ・ 円滑かつ効果的な支援をするため、コミュニケーションの場を作ります。
- ・ 災害に備え、多様な担い手とともに啓発・理解促進、政策提言などを行います。

4.2 被災者への健康管理支援や高齢者等への支援

(1) 健康管理支援や高齢者等支援の概要

被災者への健康管理支援は、医療班（健康課の保健師と管理栄養士他）が中心になりながら、後に述べる様々な「支援機関・部署・協力団体等」の支援を受け、発災翌日の7月6日（木）を「フェーズ0」として、避難所の衛生管理から始めました。

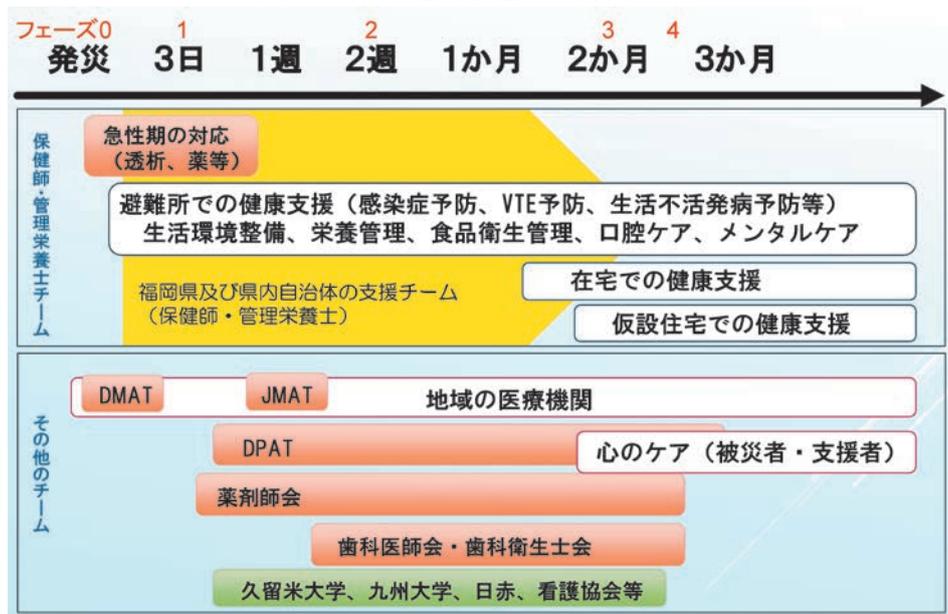
「フェーズ0」とは、「災害時健康管理支援マニュアル（福岡県保健医療介護部 平成29年3月）」⁸⁾に明示されています、初動体制の確立（概ね災害発生時24時間以内）という最初の段階です。このマニュアルでは、以下のように各フェーズ時に行うべき保健活動が、県、保健所、被災市町村毎に整理されています。各フェーズとは、以下のようになっています。

表-4.2.1 災害時の保健活動の各フェーズの概要(上記マニュアル参照)

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
フェーズの名称	初動体制の確立	緊急対策 －生命・安全の確保－	応急対策 －生活の安定(避難所対策が中心の時期)－	応急対策 －生活の安定(避難所から概ね仮設住宅入居までの期間)－	復旧・復興対策 －人生の再建・地域の再建－ (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の期間)－
発災からの経過時間	概ね災害発生後24時間以内	概ね災害発生後72時間以内	概ね4日目から2週間まで	概ね3週間目から2か月まで	概ね2か月以降

朝倉市での今回の健康管理活動実施の概要を表-4.2.2に示します。

表-4.2.2 健康管理活動実施の概要



また、避難所における高齢者や独居高齢者等への支援内容を、健康管理支援と分けて最後に記します。

(2) フェーズ0の活動と支援機関・部署・協力団体等

7月6日に開設されていた避難所は、既に述べたとおりです。指定避難所と指定外避難所を合わせた26箇所の避難所の衛生管理のため、健康課職員3班編成にて巡回を実施しました。

- ・1班 秋月・南陵中校区 8箇所
- ・2班 甘木・朝倉中校区 7箇所
- ・3班 十文字・杷木中校区 11箇所

健康課で備蓄していた消毒液、ハンドソープ、マスク等を各避難所に設置しました。また、着の身着のまま避難してきた方への対応として、人工透析、薬、食事、衣類等の対応をしました。7月6日は、他に、以下の対応を行いました。

- ・予定していた各種事業の中止決定及び連絡
- ・北筑後保健福祉環境事務所はじめ、各関係機関から支援の申し入れの対応及び保健所と支援活動方針の決定

支援機関・部署・協力団体等は、以下のとおりでした（順不同）。

- ・DMAT（災害派遣医療チーム） ・JMAT（福岡県医師会・朝倉医師会）
- ・DPAT（こころのケアチーム） ・JRAT（リハビリチーム）
- ・福岡県歯科医師会 ・朝倉歯科医師会 ・福岡県歯科衛生士会
- ・福岡県薬剤師会 ・朝倉薬剤師会 ・久留米大学医学部看護学科
- ・日本赤十字社福岡県支部 ・福岡県看護協会 ・福岡県精神保健福祉センター
- ・九州大学（救急救命） ・新潟大学 ・山王病院
- ・福岡県北筑後保健福祉環境事務所（県内各保健所）
- ・筑前町他福岡県内各自治体

(3) 保険師・管理栄養士の活動

表-4.2.2に示した「保健師・管理栄養士チーム」の主な活動内容を以下に示します。

- ・被災者の健康管理及び処遇調整 ・避難所の衛生管理及び環境整備
- ・生活用品の確保 ・医療機関の診療状況の把握
- ・保健・医療・福祉・介護担当部署との連携、情報提供
- ・災害時要配慮者（妊産婦、乳幼児等）の安否状況確認
- ・要医療者への継続的支援 ・栄養管理支援 ・配慮が必要な被災者への支援
- ・健康相談（心のケアを含む個別相談） ・健康教育（栄養・運動等）
- ・感染症予防（集団感染・がれき撤去作業） ・エコノミークラス症候群予防
- ・熱中症予防 等

(4) 避難所巡回スケジュールと巡回時の実施内容

避難所巡回のスケジュールを、平成 29 年 7 月 20 日（木）を例に取り、以下に示します。

平成29年7月20日(木)

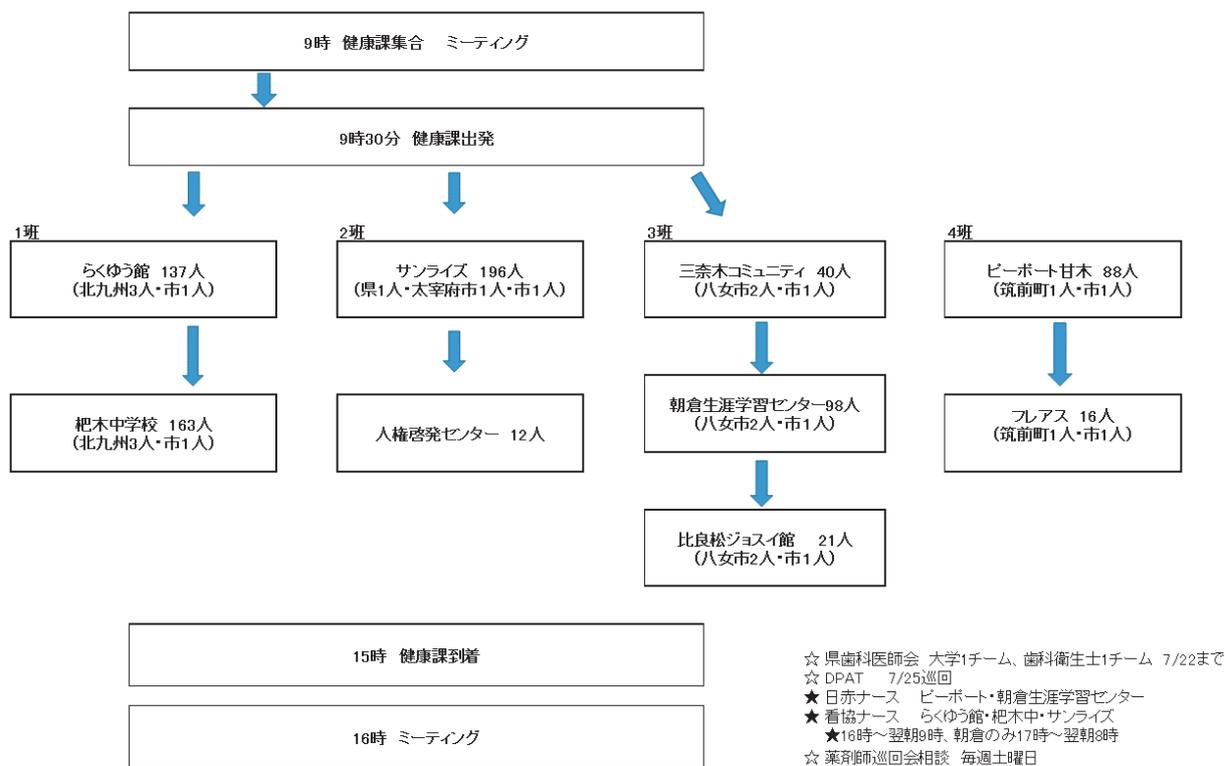


図-4.2.1 避難所巡回スケジュール

また、巡回時には以下のような活動を行いました。

- 健康状態の確認（自覚症状の有無）、血圧測定、睡眠や食事摂取状況等の聞き取りをしながら、被災時の話を傾聴。
- 日中は、仕事や自宅の片付け等で避難者自体も徐々に少なくなりましたが、生活環境の整備・維持は重要であるため、巡回は毎日実施。
- 感染症予防のため、トイレの環境整備、手洗い・消毒の徹底。おう吐や下痢の対処方法に関する情報提供。
- 食中毒予防のため、炊き出しの際の調理の手順の表示や食品の管理、残食の廃棄の徹底。
- 誤嚥性肺炎予防のため、口腔ケア等に関する情報提示。
- 生活空間の衛生環境を保つため、土足スペースと室内スペースを分けて、部屋に入る際は消毒の徹底をお願い。
- エコノミークラス症候群の予防、がれき撤去作業の際の注意事項、熱中症予防等の情報提供。
- 被災によるストレスや不安を傾聴し、DMAT（心のケアチーム）につないだり、継続支援の実施。

以下、巡回時の状況を幾つかの写真で示します。



写真-4.2.1 健康状態のチェック



写真-4.2.2 洗面所のチェック

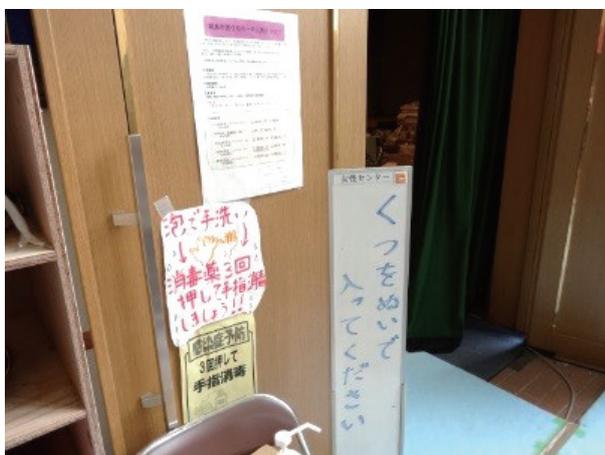


写真-4.2.3 避難所玄関の様子



写真-4.2.4 エコノミークラス症候群の予防

(5) 栄養管理支援

避難所における弁当については、嗜好面、栄養面、病態面から「現状と課題（問題点）」を洗い出し、改善提案を行ってまいりました。改善提案の結果は、以下のとおりです。

① 食事状況の把握と改善

- * 栄養評価をし、食事を調整する担当課への助言
 - ・ 摂取過多（エネルギー・糖質・脂肪・塩分）
 - ・ 摂取不足（カルシウム・食物繊維・ビタミン類）

② 食環境の衛生管理状況の把握と改善

- * お弁当やその他食品の管理について避難所への助言
 - ・ 温度管理、食堂方式の衛生管理、炊き出しの衛生管理

③ 配慮が必要な被災者への支援（特別食の配付）

- * 糖尿病、高血圧症、高齢者、妊婦、乳幼児など

ある日の避難所の弁当の事例を以下に示します。

*** ある日の避難所のお弁当(昼食・夕食)**



写真-4.2.5 避難所の弁当の事例

(6) 要配慮者への支援

被災地域における要配慮者の安否確認及び健康管理については、下図に示す体制・方法で行いました。

「平成29年7月 九州北部豪雨災害

～被災地域における要配慮者の安否確認および健康管理について～

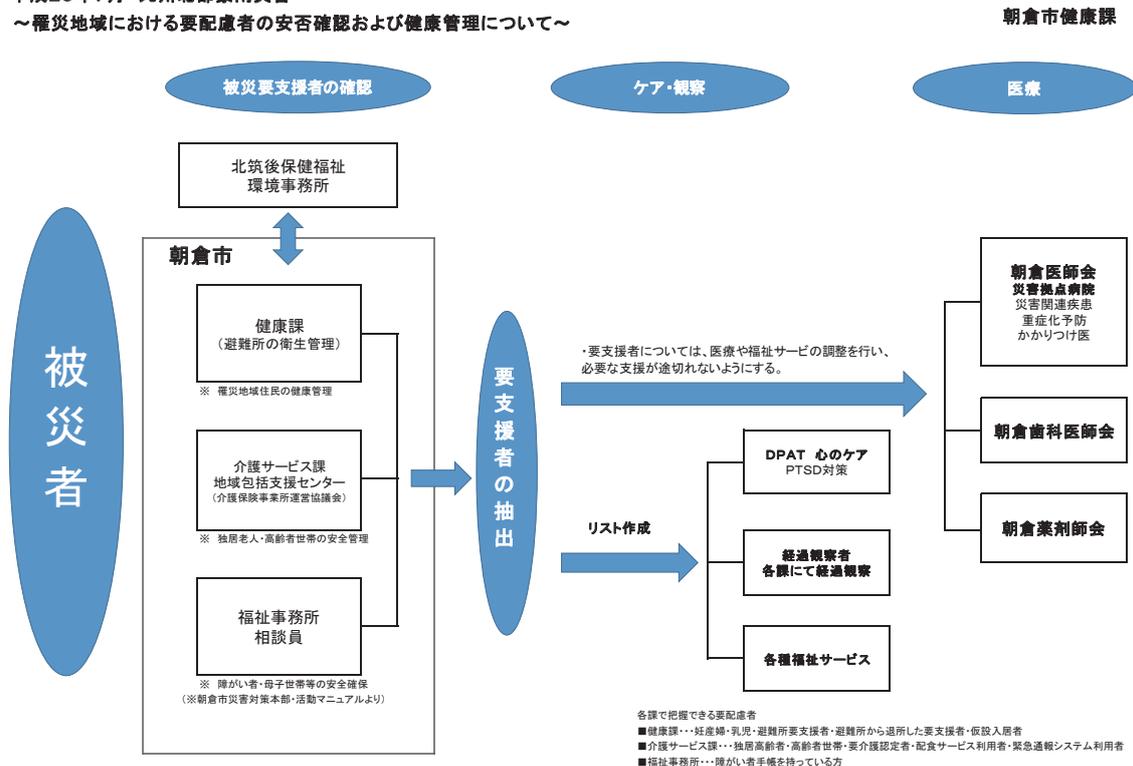


図-4.2.2 要配慮者の支援体制と方法

(7) 各支援チームの連携（ミーティング）

各支援チームの巡回状況及び支援内容を報告し、全体で課題等を共有し改善を図りました。それらの課題等を念頭に、避難所における生活環境の整備等を継続実施しました。



写真-4.2.6 ミーティング状況その1



写真-4.2.7 ミーティング状況その2

(8) 健康管理支援の状況と在宅訪問及び健康づくり支援

健康管理支援の状況（実績）を下表に、在宅訪問の状況を写真-4.2.8 に示します。

表-4.2.3 健康管理支援の実績

	期間	健康相談等	要フォロー (人)
妊婦確認	7月中	66人	0
乳児確認	7月中	104人	0
避難所巡回	7/6~11/25	(延) 4, 139人	(延) 840
在宅訪問	8/6~9/1	1, 579世帯	46
仮設住宅訪問	9/1~11/22	85世帯	7
みなし仮設訪問	~11/15	802人 (308世帯)	1



写真-4.2.8 在宅訪問へ向けて

また、健康づくり支援として、以下の活動を行いました。

■ステップ運動教室

避難所避難者の運動不足やエコノミークラス症候群の予防のため、ステップリーダーによるステップ運動教室を開催しました（6箇所、週2回）。

■食生活改善推進員の活動

避難所避難者の不足しがちな野菜類を汁物や副菜として炊き出しを行いました（2箇所、8回）。



写真-4.2.9 ステップ運動教室



写真-4.2.10 生活改善活動

以上、被災者への健康管理支援に関して記しましたが、健康管理に関しても、多くの団体等から支援を頂きました。その際に、「受援者の立場から感じたこと」及び「朝倉市としての課題と思われたこと等」も多くありました。

(9) 高齢者等への支援活動

要配慮者への支援概要は、先に簡単に記しましたが、以下には、「救護第1班」が担当した高齢者等への支援活動について記します。

1) NPO YNF による被災者生活調査の活用

NPO YNF（ワイエヌエフ）⁹⁾は、今回の災害において、「在宅被災者の現状把握」を目的として活動されました。この結果が、以下に述べる高齢者等への見回り実施に繋がっていききましたので、その内容を簡単に紹介します。

○調査方法

- ・ 調査期間：2017年8月5日～9月18日
- ・ 調査方法：質問紙を用いた戸別訪問による聞き取り調査（被害等不在の場合は、近隣居住者に確認した場合あり）
- ・ 調査対象：久喜宮、宮野、三奈木、志波、松末、大福、朝倉、杷木、蜷城地区の合計、2,150戸
- ・ 有効回答合計：1,357戸

○調査結果の概要

調査結果として、「被害状況」、「自宅以外の被害状況」、「地区別・被害状況」、「復旧状況」、「世帯の状況（高齢者の状況）」「世帯の状況（高齢者の状況）からみた被害状況」及び「世帯の状況（高齢者の状況）からみた復旧状況」を整理されました。調査結果のまとめとして、以下のようなことを指摘されています（概要のみを紹介）。

- ・調査対象のうち、約半数において浸水以外を受けているほか、自宅以外の被害もある。
- ・床下浸水が275件（22.4%）、床上浸水が323件（26.3%）
- ・調査対象のうち、単身高齢者世帯が14.4%、高齢者のみの世帯が17.7%、合計32.1%
- ・32.1%を占める高齢者世帯においても浸水被害は多い。田畑への被害も確認できる。
- ・世帯の状況によっても被害程度の違いはないが、高齢者のみの世帯も被害を受けている。

以上のように、32.1%を占める高齢者世帯での被害も多いことから、以下の高齢者支援の必要性が高いと判断しました。

2) 安否確認や避難誘導等

ケアマネジャーに対し、独居高齢者・高齢者世帯に安否確認や避難所への誘導等の連絡をとってもらうよう依頼の電話をしました。また、地域包括支援センターへ、実態把握をした独居高齢者および高齢者のみ世帯で、声掛けが必要と思われる高齢者（担当ケアマネがない・配食サービスや緊急通報システム利用者以外など）に安否確認や避難所等への誘導を依頼しました。

避難所避難者や在宅被災者で病院受診や薬の相談があった場合には、医師会（介護部門）と連携を取り往診や受診につなげました。

3) 避難所生活や独居高齢者等への支援

地域包括支援センターと医師会（介護部門）が共同で各避難所を訪問し、高齢者や介護等の相談を受けたりや介護認定申請の手続き等（代行申請）を行いました。また、避難所での生活において段差解消や手すりの設置、ベッド等福祉用具が必要だと判断された場合には、福祉用具業者に相談し、支援を頂き設置したりや段ボールベッド等で対応しました。

また、前記した声掛けが必要と思われる高齢者宅を訪問し、被災状況の確認や支援の必要性等聞き取りを行いました。

さらに、総務部や健康課が被災状況を把握するために実施した「生活状況調査」で、避難所での気になる高齢者等の情報提供を受け、地域包括支援センターに訪問してもらい実態調査を行い必要な支援につなげました。

なお、市・地域包括支援センター・医師会・NPO団体合同で連絡会を定期的開催し、避難所や在宅被災者に対しての支援につなげました。また、健康課より気になる高齢者の情報提供を受け、対象者へ地域包括支援センターが状況確認や支援を行うようにしました。

4) 福祉避難所としての協定

福祉避難所での生活が困難な方に対しては、受入可能な社会福祉施設等への紹介を行い、ケアマネジャー等を通して、一時的な入所の手続きを依頼しました。この社会福祉施設とは、後日、福祉避難所として協定書を締結しました。利用者の要介護認定度に応じて対応が異なるため、費用に係る調整を施設と何度も行いました。

(協定締結数 5施設、21人)

5) 食料品・雑貨等の配布

地域包括支援センターには、被災後も在宅で生活している高齢者宅等を訪問して、必要時、水や衣類・オムツ等を配布してもらいました。

在宅被災者（要介護者）で支援物資（水、オムツや衣類等）が必要な高齢者に対しては、地域包括支援センター・朝倉介護保険事業者協議会・在宅医療連携拠点と連携し、要介護者等へ支援物資をスムーズに配布できるような仕組み（流れ）をつくり、ケアマネジャー等に周知し配布につなげました。

また、NPO団体と連携して、避難所で不足している寝具等を確認し、提供を受け配布しました。

4.3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の概要と建設経過

応急仮設住宅は、福岡県の支援を受けて、合計85戸を建設・設置しました。これらの設置場所、時期等の詳細は、下記に示すとおりです（福岡県発表資料参照¹⁰⁾）。また、集会所も2箇所建設しました。

以下、総建設戸数85戸の概要を表-4.3.1に示します。

表-4.3.1 朝倉市の応急仮設住宅の概要

市町村	建設場所	規 模	
朝倉市 (85戸)	杷木小学校運動場 (杷木林田)	一般住戸	47戸 [1DK: 14戸 2DK: 23戸 3K: 10戸]
		福祉型住戸	1戸 [2DK: 1戸]
		集会所	約60㎡
	みんなの広場 (頓田)	一般住戸	27戸 [1DK: 14戸 2DK: 9戸 3K: 4戸]
		福祉型住戸	3戸 [2DK: 2戸 3DK: 1戸]
		集会所	約40㎡
朝倉ゲートボール場 (宮野)	一般住戸	6戸 [1DK: 2戸 2DK: 3戸 3K: 1戸]	
	福祉型住戸	1戸 [2DK: 1戸]	

これらの建設経過は、以下のとおりです。

〈第1期工事〉

1. 建設場所：林田団地（杷木小学校運動場） 朝倉市杷木林田
2. 建設戸数：40戸（木造）
3. 工事工期：平成29年7月19日から8月17日
4. 入居開始：平成29年8月18日
5. 応急仮設住宅の建設戸数

地域	建設場所	住戸数（戸）					計	住棟数 （棟）	集会所 （棟）
		一般住宅			福祉型住戸				
		1DK	2DK	3K	2DK	3DK			
杷木	林田団地	10	20	10			40	10	
計		10	20	10			40	10	

※住戸規模（以下同じ）

[一般住戸]（1DK）約20㎡ （2DK）約30㎡ （3K）約40㎡

[福祉型住戸]（2DK）約37㎡ （3DK）約52㎡

〈第2期工事〉

1. 建設場所：林田団地（杷木小学校運動場） 朝倉市杷木林田
 頓田団地（みんなの広場） 朝倉市頓田
 宮野団地（朝倉ゲートボール場） 朝倉市宮野
2. 建設戸数：38戸（木造）
3. 工事工期：平成29年8月18日から9月15日
4. 入居開始：平成29年9月16日
5. 応急仮設住宅の建設戸数

地域	建設場所	住戸数（戸）					計	住棟数 （棟）	集会所 （棟）
		一般住宅			福祉型住戸				
		1DK	2DK	3K	2DK	3DK			
杷木	林田団地	4	3		1		8	3	1
甘木	頓田団地	11	8	4	2	1	26	6	1
朝倉	宮野団地	2	2				4		
計		17	13	4	3	1	38	10	2

※集会所：[林田団地] 約60㎡（工期）平成29年8月11日から9月16日

[頓田団地] 約40㎡（工期）平成29年9月5日から9月29日

〈第3期工事〉

1. 建設場所：頓田団地（みんなの広場） 朝倉市頓田
宮野団地（朝倉ゲートボール場） 朝倉市宮野
2. 建設戸数：7戸（木造）
3. 工事工期：平成29年9月20日から10月18日
4. 入居開始：平成29年10月19日
5. 応急仮設住宅の建設戸数

地域	建設場所	住戸数（戸）					計	住棟数 （棟）	集会所 （棟）
		一般住宅			福祉型住戸				
		1DK	2DK	3K	2DK	3DK			
甘木	頓田団地	3	1				4	1	
朝倉	宮野団地		1	1	1		3	1	
	計	3	2	1	1		7	2	

(2) 完成した応急仮設住宅

応急仮設住宅の写真を以下に示します。



写真-4.3.1 応急仮設住宅の外観¹¹⁾(甘木地域)

また、杷木地域（林田団地（杷木小学校運動場））と甘木地域（頓田団地（みんなの広場））においては、敷地内に集会所も建設されました。



写真-4.3.2 集会所の外観¹⁰⁾



写真-4.3.3 集会所の内部¹⁰⁾

4.4 災害廃棄物等対策

以下、環境課（環境第1班他）で整理している事項の他、（公社）地盤工学会の「平成29年7月九州北部豪雨地盤災害調査報告書」¹²⁾で報告されている内容等に基づいて記します。なお、今回の災害で大量に発生した「流木」と「土砂」については、多くは災害廃棄物には該当しないとされていますが、その処理に関しても以下に報告致します。

(1) 初動体制の確立と初動

豪雨災害後には、浸水した家屋から廃棄物が大量に発生します。被災者が日常の生活に戻るには、まず、これらの廃棄物を住宅から搬出し、家屋を清掃することが必要となります。被災者による廃棄物の搬出行動は災害後直ぐに始まるため、早急に仮置場を設置して廃棄物の受け入れ態勢を整え、適切な分別指示をしなければ、発生した廃棄物がすべて混合状態となり、その後のリサイクルが困難となります。公衆衛生上、迅速な対応が求められます。

このような状況に対応するため、7月5日には環境省環境再生・資源循環局の廃棄物対策課、災害廃棄物対策室において災害対策チームが編成されました。7月6日には福岡県や大分県の災害対策本部、環境省九州地方環境事務所と連携し、現地支援チームが朝倉市へも派遣されました。

現地支援チームは、環境省職員と災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）のメンバーで構成されていますが、朝倉市では、この現地支援チームの支援を受けながら、被災状況の確認、仮置場の選定と確保、仮置場内での災害廃棄物の分別配置の設定、仮置場の運営等を始めました。

また、朝倉市では、災害廃棄物処理マニュアルの作成の他、福岡県産業廃棄物協会と災害時対応の協定を結んでいました。朝倉市では、環境省や福岡県の他、様々な機関の支援を受けながら、災害廃棄物処理を進めて行きました。

現地支援チームを含む環境省の体制図を図-4.4.1に、朝倉市に対する支援の全体構図を図-4.4.2に示します。

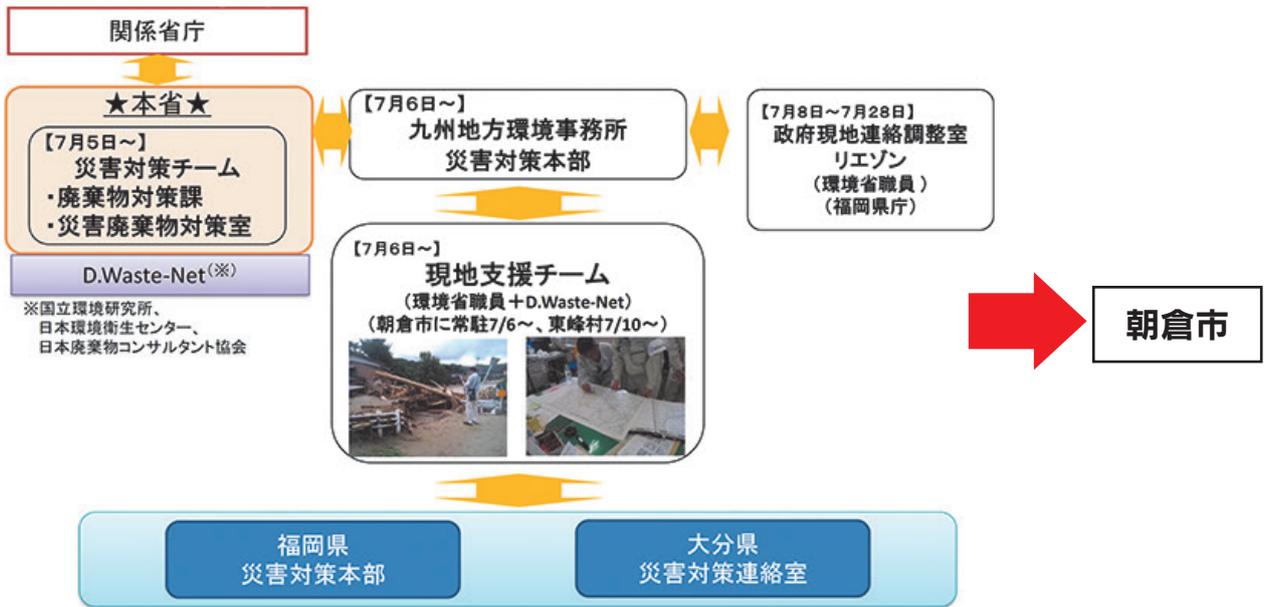


図-4.4.1 現地支援チームを含む環境省の体制図(環境省の図¹³⁾に一部加筆)

朝倉市に対する支援の構図

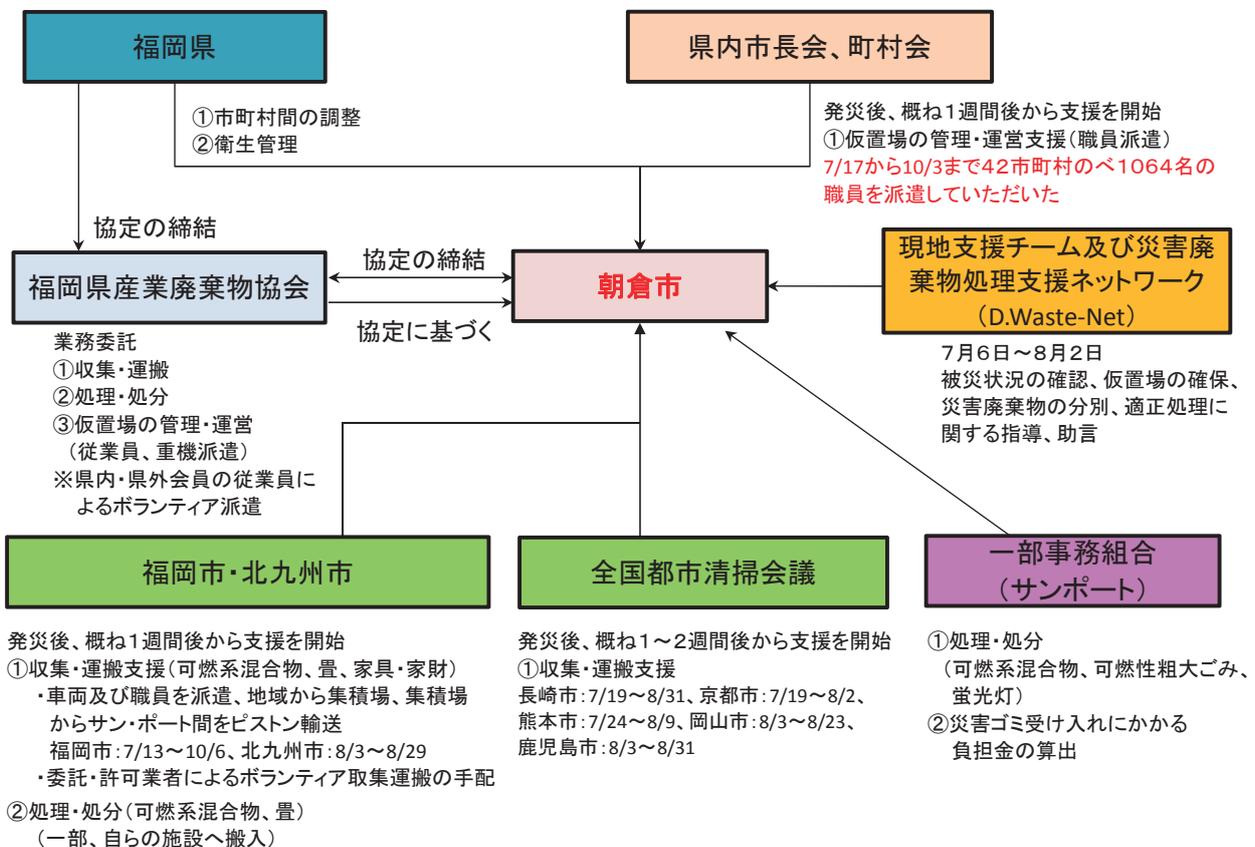


図-4.4.2 災害廃棄物に関する支援の構図